

平成30年度 湯梨浜町まちづくり創造事業 募集

町民が主役のまちづくりを応援します！



湯梨浜町は住み心地がよく、これからも住み続けたいまちにするためには、地域のことを一番よく知っている皆さんが主体となって、まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。町では、町民と行政との協働など、町民が主役のまちづくりを応援する事業を実施しています！

●対象事業

新規事業で、事業成果が永続性を有し（原則3年以上）、活性化が図られるソフト事業であり、かつ、次の項目のいずれかに該当するもので、年度ごとに終了する事業。



(1) 町民と行政との協働

町民と行政の役割を明確にしなが、各種団体等の連携体制を確立し、さらにNPO・ボランティア等の育成も含め、町民と協働したまちづくりを推進する活動。

(2) まちづくりに関する調査・研究活動

時代の潮流や本町を取り巻く社会経済の諸情勢、地域の課題等を様々な角度から調査・研究し、新しいまちづくりに向けての提案等に対する活動。

(3) 地域、産業振興、福祉等まちづくりの活性化を目的とする活動

地域資源や特色を有効に活用しながら、特産品開発、情報発信、人材育成、各種交流、新たな文化の創造等、積極的な社会参加やまちづくりに対する活動。

なお、次のいずれかに該当する事業は対象としません。

- (1) 町の他の補助金等の交付を受けている事業
- (2) 町外の場所で行う事業
- (3) 親睦を主たる目的とする事業
- (4) 祭り、運動会、スポーツ大会等地域で通常一般的に行われている事業
- (5) 特定の政治活動や宗教活動又は営利を目的とした事業
- (6) その他町長が適当でないと認める事業

●対象団体

事業主体は、町内の団体、県登録のNPO法人、区又は公民館を単位とする団体で、次に掲げるすべてに該当する団体とします。

- (1) 町内在住又は町内勤務者が5人以上いる団体で、活動状況が認知できる団体
- (2) 地域づくり、地域活性化などこの事業の目的に適合する団体であり、また、営利を目的としない団体
- (3) 会計経理が明確である団体



●助成額

予算の範囲内で、事業費の2分の1以内の額を助成します。ただし、事業費は最低5万円以上とし、交付限度額は20万円とします。なお、交付決定を受けた事業は、最高3箇年助成を受けることができます。

対象となる助成費目

謝金（全体事業費の20%を上限とした額）、材料費、資料費、宣伝費、印刷費、記録費、通信費、運搬費、会議費



なお、次のいずれかに該当する経費は対象としません。

- (1) 給与等の人件費及び備品購入費
- (2) 専ら団体の運営に係る経費
- (3) 慰労会、反省会、派遣等の経費
- (4) 宗教に関する経費（神官、僧侶、お供え等）
- (5) その他町長が助成対象経費とすることが適当でないと認める経費

●選考基準等

対象事業は、審査会で選定します。主な選考基準は次のとおりです。

※審査会で事業のプレゼンテーションをしていただきます。

- (1) 湯梨浜らしさ
 - ◆ 湯梨浜の歴史文化資源や自然環境・景観など、地域の特色を生かしているか
 - ◆ 湯梨浜で暮らしている人、湯梨浜に関わりがある人を生かしているか
- (2) 実現性
 - ◆ 事業の目的・内容・実施体制が明確であり、実行可能か
 - ◆ 活動団体の規模・能力と事業が合っているか
- (3) 公益性
 - ◆ 事業の成果が、特定の町民や団体の利益につながるものではなく、多くの町民に幅広く還元されるものであるか
 - ◆ 町や地域の課題をつかみ、それに対応しようとしているか
- (4) 公開性
 - ◆ 事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているか
 - ◆ より多くの町民が関心を持ち、事業に参加できるように工夫されているか
- (5) 斬新さ
 - ◆ 斬新な事業内容になっているか
 - ◆ 斬新な手法を取り入れているか
 - ◆ 他団体との協働など斬新な取り組み方を取り入れているか

●募集期限

平成30年**3月28日（水）**

●申込み・問合せ

ハワイアロハホール

（電話）35-5678 （ファクシミリ）35-5051

（HP）<http://www.yurihama.jp/page.cgi?p=5237>

（メール）aloha@yurihama.jp

みんなで新しい湯梨浜町を創造しよう！

